

9. 本当にもうかりますか？ そのお誘い



事例 久しぶりに高校の同級生から連絡があった。飲み会に誘われ行ってみると、一緒に投資をしているという先輩を紹介された。「今は投資でもうける時代。FXの自動売買ツールを使えば、24 時間稼いでくれる。50 万円のこのツールを人に紹介し、買ってくれたらマージンがもらえる。ダブルで収入が入るので、すぐに元がとれる。やり方も教える。」と言われた。お金がないと言うと、「スマホで簡単に借りられる。」と言われ、その場で消費者金融での借り入れ方法を教えられた。

簡単にお金を借りることができたのでツールを買い、投資資金も借り入れて投資を始めたが利益が出ない。人を誘うこともできず、借金だけが残し、同級生とも連絡が取れなくなった。

以前はものを買わせてマルチの組織に加入させる相談が多くありましたが、最近は事例のように、ものではない商材を買わせる“ものなしマルチ”の相談が増えています。

マルチ商法とは？

マルチ商法は「MLM（マルチレベルマーケティング）」「ネットワークビジネス」「連鎖販売取引」と呼ばれることもあります。自分が勧誘した人が契約するとマージンが入る仕組みで、トラブルが多いため法律で厳しく規制されています。

ねずみ講（無限連鎖講）とは？

マルチ商法と似ている商法に「ねずみ講」と呼ばれるものがあります。「ねずみ講」は商品などが介在せず、お金を集め、集めたお金から配当をするのでいつか必ず破たんします。右の図のように 1 人が 2 人勧誘すると、いずれ日本の人口を超えてしまいます。法律では「ねずみ講」を開設することも勧誘することも禁じられています。

一見マルチ商法のように見えても実態は「ねずみ講」の場合もあるので注意が必要です。



消費者庁イラスト集より

マルチ商法ってなにが問題なの？

簡単にもうかる話はありません！！

- 人を誘うことは容易ではなく、誘った人から敬遠され人間関係が損なわれます。
- 人を誘うと自分も加害者になってしまいます。
- 法律を守って勧誘しても契約を取ることは難しいため
 - ✓ 販売目的を隠して誘う
 - ✓ 長時間の勧誘をする
 - ✓ だれでも簡単にもうかるように思わせる
 - ✓ うその年収を申告するよう誘導し無理な借金をさせるなどの違法な勧誘をしてしまうことがあります。
- 契約金額が高額になり、借金をしてまで契約をすると返済ができなくなることがあります。
- 契約先が海外の事業者だったり、所在不明で交渉すらできない事例が増えています。

令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられました。学生や成人になったばかりの若者が特に狙われています。

身近な人に悩んでいるような様子があれば、なるべく早く消費生活センターにご相談ください。



勧誘されたらどうしたらいいの？

すぐに契約せず、周りの人にも相談をしてみましょう。契約をしても、**法律で定められた書面を受け取った日・商品を受け取った日、いずれか遅い日から 20 日間は、クーリング・オフ（無条件解約）できます。**クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約は可能です。入会から 1 年以内、引き渡しから 90 日以内、未使用などの条件を満たせば、違約金を払って商品を返品できる場合があります。

お金が返ってこないことも・・・

「相手事業者に連絡がつかない」「返金を約束したのに、なかなかお金を返してくれない」などの事例が増えています。後でクーリング・オフしたらよいと安易に考えて契約しないようにしましょう。